

平成 22 年 3 月 10 日
兵庫県タクシー協会

姫路・東西播地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

姫路・東西播地区においては、平成 21 年 5 月 8 日からタクシー運賃の改定を実施（改定率 8.23%）いたしました。これによる平成 21 年 6 月から 11 月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

- 1 運賃を改定した事業者数
43社

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で改定した事業者数である。

- 2 平均増収率
- 8.78%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後 6 ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの 6 ヶ月間をいう。

（算式）改定後 6 ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）× 100 - 100

- 3 一般運転者に係る運転者 1 人平均賃金上昇率
- 9.74

改定前 1 人平均給与月額 (平成 20 年 6 月～11 月)	改定後 1 人平均給与月額 (平成 21 年 6 月～11 月)
219,052 円	197,710 円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

- 4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者 1 人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
1社	3社	3社	7社	5社	4社	20社	43社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る平成 21 年 6 月～11 月の運転者 1 人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る前年同期の運転者 1 人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
8社	0社	4社	8社	4社	5社	5社	2社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1社	6社	43社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\frac{\text{全運転者に係る平成21年6月～11月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}}{\frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 0社
- ・一切変更のない事業者数 3社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 0社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 6社

(3) その他

- ・労働時間の短縮

別記

1 労働者負担の軽減

(1) 廃止された労働者負担

(2) 軽減された労働者負担

2 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

(2) 拡充された手当類

①基本給増額	1社
②賃金補償額（兵庫県最低賃金以上）をUP	1社
③乗務手当を1当務につき500円増額	1社
④側束手当（1回2,000円を10,000円に増額）	1社
⑤特別手当（福祉車両乗務1回につき5,000円）	1社
⑥宿直手当（1回2,000円を7,000円に増額）	1社